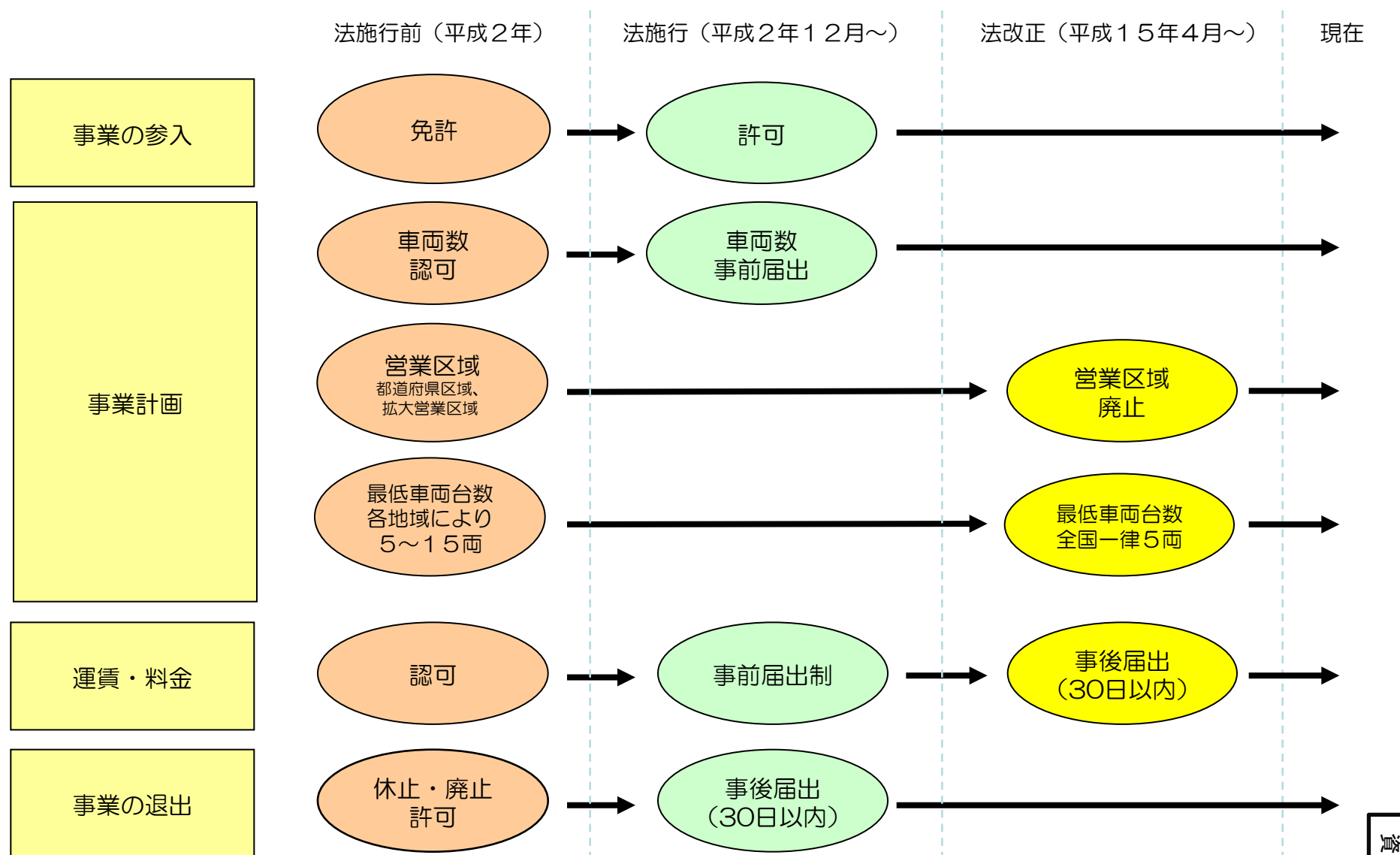


# トラック事業に関する事業規制の推移

(平成 2年12月1日 貨物自動車運送事業法の施行)  
(平成15年 4月1日 改正貨物自動車運送事業法の施行)



# 参入規制及び運賃規制の比較

|      | トラック(一般) | 貸切バス                | 乗合バス             | タクシー              |
|------|----------|---------------------|------------------|-------------------|
| 参入規制 | 許可       | 許可                  | 許可               | 許可                |
| 運賃規制 | 事後届出     | 事前届出<br>(上限・下限審査あり) | 事前届出<br>(上限審査あり) | 認可<br>(上限・下限審査あり) |

## トラック事業に関する運賃規制緩和時における議論

## 制度変更に関する考え方

認可制



事前届出制

(平成2年)

○運賃・料金は、**利用者の利益及び事業の健全な発達**を阻害するおそれがあるかどうか確認する必要がある。

○一方、荷主ニーズの多様化等に伴い、運賃も多様化している現状にある。

○荷主ニーズの的確な対応を促進する観点から、運賃設定の仕方、その水準については、**事業者の創意工夫を尊重**することが必要。

○不当な競争を引き起こすおそれのある運賃に対して、変更命令により是正する措置を講じることとし、その確実かつ的確な執行を図るため事前に把握することとする。

事前届出制



事後届出制

(平成15年)

○運賃・料金の設定は事業者が創意工夫を活かした事業運営を行う上で最も重要な手段の一つであり、これに事業抑制的な規制を設けることは事業の活性化を妨げるおそれもある。

○**運賃・料金の設定は、荷主との相対取引によるものがほとんどであり、事前届出制は新たな取引契約を機動的に行うにあたって障害となる場合もみられる。**

○事前規制は極力縮減するとの考え方に基づき、事前届出制を廃止する。

# 適正運賃の収受に関してよく聞かれる意見

## ①目安となる運賃を定めて欲しい

- 荷主等との運賃交渉の目安となる「モデル運賃」「最低運賃」を国から示して欲しい。

## ②原価計算に基づく受注を徹底すべき

- 仮に一定の目安があっても、原価割れで運送を引き受ける事業者が存在する限り、適正運賃の収受は困難。各事業者における原価計算の実施と、それに基づく受注を徹底するべき。

## ③運送以外のコストを適切に収受できるようにして欲しい

- 荷役作業や荷待ちにかかるコストについて、運賃に加算する料金などとして、適切に荷主等に負担してもらえるような仕組みが必要。
- 距離だけではなく時間も加味した運賃制度とすることも考えられるのではないか。



過去の議論を踏まえた上で、どのような取り組みを行うことが望ましいか？

# 適正運賃収受に関する「最低車両台数・適正運賃収受WG」における議論

## 最低車両台数・適正運賃収受WGの概要

- 「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」(H22.3～H24.12)の中間整理(H22.7)において、「適正運賃収受に向けた取り組み等」が規制緩和以後の課題と位置づけられたことを受けて設置。
- 平成22年10月から計7回開催され、平成24年10月に報告書がとりまとめられた。

## WGメンバー

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 座長：野尻 俊明 | 流通経済大学 教授                              |
| 委員：齊藤 実  | 神奈川大学 教授                               |
| 徳田 賢二    | 専修大学 教授                                |
| 秋池 玲子    | ポストンコンサルティンググループ<br>パートナー&マネージングディレクター |
| 森田 富士夫   | 物流ジャーナリスト                              |
| 佐藤 正弥    | (一社)経団連産業政策本部主幹<br>ほか                  |

## WGにおける運賃に関する規制強化についての議論内容と検討結果

### WGにおける主な意見

- ① 標準運賃等
  - 国において、標準運賃(法第63条)を提示して欲しい。
  - 最低運賃を提示してほしい。
- ② 事業者の交渉力向上対策
  - 荷主との関係で値下げ競争が横行しており、原価を示しての運賃交渉が難しい。
  - 原価を示して交渉すると、荷主から別の事業者の運賃を示され、受け入れざるを得ない。

### 論 点

- ① 標準運賃等
  - 法第63条の標準運賃・料金提示の法定要件(※)に該当しているのか？
  - 過去の認可運賃も遵守されていなかったところ、**拘束力のない標準運賃に実効性があるのか？**
  - 実勢運賃にネガティブな影響**をどう考えるべきか？
  - 運賃体系、設定の考え方、原価等の多様化の実態を踏まえ、標準的な運賃・原価を示すことは困難ではないか。**
- ② 事業者の交渉力向上対策
  - 原価計算実施割合が3割と低い。原価計算の励行を進める必要がある。
  - 契約の書面化を推進する必要がある。
  - 独禁法・下請法等、適正取引に係る法令知識の普及を一層進めるべき。

### 検 討 結 果

- ① 標準運賃等
  - 法定要件を満たさず、**標準運賃を発動する状況にない。**
- ② 事業者の交渉力向上対策
  - 原価計算セミナー等を通じて原価計算の普及・浸透を図るとともに、**原価を上回る収入を得るための交渉方法等についても啓発を行う。
  - 運賃等を契約書面の記載事項とすることを含め、**契約の書面化を推進する。**
  - 法令試験科目への独禁法・下請法等の追加を機に、**改めて適正取引に係る法令知識や「適正取引ガイドライン」への習熟を図る。**

※法定要件 特定の地域(原則、運輸局管轄範囲内)において、①需給の不均衡等により運賃・料金が著しく高騰又は下落するおそれがあること。

②事業改善命令等では適正化が期待しえない等、特に必要があると認められること。